

決算早期化の意義を考える



アルテ公認会計士共同事務所
公認会計士

大原 達朗
Tatsuaki OHARA

2008年4月1日開始事業年度以降の四半期決算からは、30日以内に決算短信を提出することが望ましいとされ、45日以内に公認会計士のレビューを経た四半期報告書の提出が義務付けられた。

そもそも決算早期化はなぜ必要なのか。もちろん、経営者たるもの常に会社の状態を的確に把握しておかなければならないことは言うまでもない。ただ、これは管理会計上の問題であり、「数値を見なくても会社の状況など分かる」という神がかり的な経営者には必ずしも必要なことではないかもしれない。

しかし、上場企業には株主がいる。あるいは、これから投資をしようという投資家を相手にする必要がある。命の次に大切なお金を出そうとする彼らには、できる限り正確に、そして迅速に、会社の状況を報告する必要があるだろう。

この視点から言えば、こういったいわゆるIRは、企業の自助努力に任せるべき、とする考え方もたしかにあるだろう。では、四半期報告制度に端を発する決算早期化というのは、何を意味しているのだろうか。私は「上場企業として、最低限やっておいてください」「上場企業のメリットを享受しているのだから、皆さんお願いしますよ」という本当の意味での最低ラインを設定されているものと考えている。

上場企業であるメリットは何かあるのだろうか。よく言われるのは「信用力」である。たしかに上場企業ともなれば、与信限度額もかなり余裕をもった取引がされる。上場企業

であるだけでビジネスネゴシエーションが順調に進むケースも少なくない。

しかし、制度的に上場している一番のメリットは直接金融である。要するに、金融機関を通じなくとも市場から資金が調達できる、ということだ。そのメリットを享受するためには、「最低限、30日で決算を公表してくださいよ」ということである。決算を早くするという事は、投資家の意思決定材料を早く提供することにほかならないからである。投資家は2カ月も3カ月も過去の数値公表をいつまでも待つてはくれないのだ。

一方で、多くの上場企業は、この一番重要なメリットを享受していないのではないかと。ほとんどメリットを享受できずに、「コストばかり負担させられてはたまらない」というのが本心かもしれない。もし、そう思うならば回答は一つしかない。市場からの撤退＝上場廃止である。上場廃止はそう簡単にできることではなく、多額の資金の手当も必要である。だからこそ、これから上場しようとする企業は、この点を真剣に考えなければならない。

市場から資金調達する必要がなければ、いくらまでのコストを毎年負担できるのか、真剣に考える必要がある。上場してから、「こんなコスト負担できないよ」というのは、もはや投資家には通じない。上場企業であるからには、資金調達の必要が生じた場合に、いつでも市場から資金調達できるくらいのビジネスをつくり上げることが重要であるし、それをアピールする独自のIR活動こそ最も重要である。

このような原則論からすると、四半期レビュー体制に端を発する決算早期化の流れが、上場企業として果たすべき最低限のハードルである、と申し上げた意味がおわかりいただけると思う。もう、「いいとこ取り」が許される世の中ではなくなったのである。

▼ Profile

おおはら・たつあき

1997年早稲田大学卒業後、98年青山監査法人プライスウォーターハウス(現あらた監査法人)入所。2002年公認会計士3次試験合格、04年大原公認会計士事務所(現アルテ公認会計士共同事務所)設立、現在に至る。株式公開支援、内部管理体制構築支援、株式公開支援などを中心としたコンサルティング業務を多数実施。主著『決算書のチェックポイントー現役公認会計士が教える!』(税務経理協会、04年)。